

10月1日施行

埋立て行為に関する条例を
制定しました

市では、埋立て行為による土壌汚染や崩落などの災害発生を防止するため、「茂原市再生土の埋立て等規制条例」「茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定しました。

茂原市再生土の埋立て等規制
条例

◆主な内容

①再生土の埋立て等の禁止

市内では、原則、再生土の埋立て等はできません。

※再生土＝燃え殻や汚泥などの産業廃棄物を処理して製造された土砂と同様の形状を有する物

②その他

違反者に対する中止または原状回復命令、報告徴収、立入検査、罰則を規定しました。

茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

◆主な内容（旧条例からの変更点）

①条例の適用範囲を拡大

面積が300㎡以上3000㎡

未満の土砂等の埋立て等を特定事業としました。また、面積が300㎡未満でも、隣接地で3年以内に土砂等の埋立て等が行われ、合算して300㎡以上になるときも特定事業となります。

②土地の所有者も特定事業者として位置付け

事業主、埋立て施工者、土地の所有者の三者を特定事業者としました。土地の所有者も埋立て等に伴う責任や義務を負い、条例に違反した場合は命令や罰則を受けることがあります。

③安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止

面積を問わず、安全基準に適合しない土砂等による埋立て等はできません。違反した場合は命令や罰則を受けることがあります。

④許可申請前に行うべきこと

市との事前協議、住民等への説明会の開催、周辺関係者の同意や承諾について規定しました。

⑤土砂等の発生元を限定

埋立て等に使用できる土砂等を、千葉県内から発生する

ものに限定します。

⑥その他

名義貸しの禁止、水質検査の実施・報告、措置命令違反者等の公表、許可等に関する意見聴取、手数料などを規定しました。

詳しくは、環境保全課ウェブページをご覧ください。

◆土地所有者の皆さんへ

汚染された土砂等による埋立て等が行われた場合、原状回復に莫大な費用と時間がかかります。埋立て事業に土地を提供するときは、埋立て面積や事業期間、土砂等の発生元、堆積構造など計画の詳細を十分確認しましょう。

また、定期的に現場を見回り、事業が計画通り施工されているかを確認し、土地の管理を適切に行いましょう。

環境保全課（6階）
☎(20)1504 FAX(20)1604

日本脳炎ワクチンの
接種時期について

日本脳炎ワクチンの製造が一時停止したことにより、予防接種の予約が取りづらくなっています。ワクチン安定供給の観点から、第1期初

回（2回接種）未接種の方を優先的に接種するよう国から通知がありました。なお、定期接種に定められている年齢の上限が近づいている場合は、この限りではありません。

優先接種へのご協力をお願いします。

健康管理課（2階）
☎(20)1574 FAX(20)1600

千葉県税を市会計課・本納支所で納付すると、納付金額の2%が県から委託金として交付され、市の歳入となりますので、ご協力をお願いします。

取り扱い県税は、自動車税・不動産取得税・法人県民税・個人事業税・法人事業税です。

市では、令和3年度以降実施する行財政改革の推進のため、「茂原市行財政改革推進指針」および「茂原市行財政改革推進指針実施計画」を策

県税納付のご協力をお願いします

千葉県発熱相談コールセンターの電話番号が変わりました

4月1日から県で運営している発熱相談コールセンターの電話番号が変更されました。

千葉県発熱相談コールセンター
☎0570(200)139

柔道整復師が行う施術内容の調査について

広報もばら4月15日号に掲載しました「柔道整復師が行う施術内容の調査にご協力ください」の記事について、文書による照会を行う委託業者が「株式会社オークス」に決定しました。

国図保年金課（2階）
☎(20)1503 FAX(20)1600

茂原市行財政改革推進指針
および「実施計画」を策定

市では、令和3年度以降実施する行財政改革の推進のため、「茂原市行財政改革推進指針」および「茂原市行財政改革推進指針実施計画」を策

定しました。指針・計画の内容は、総務課ウェブページまたは市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

総務課（4階）
☎(20)1519 FAX(20)1602